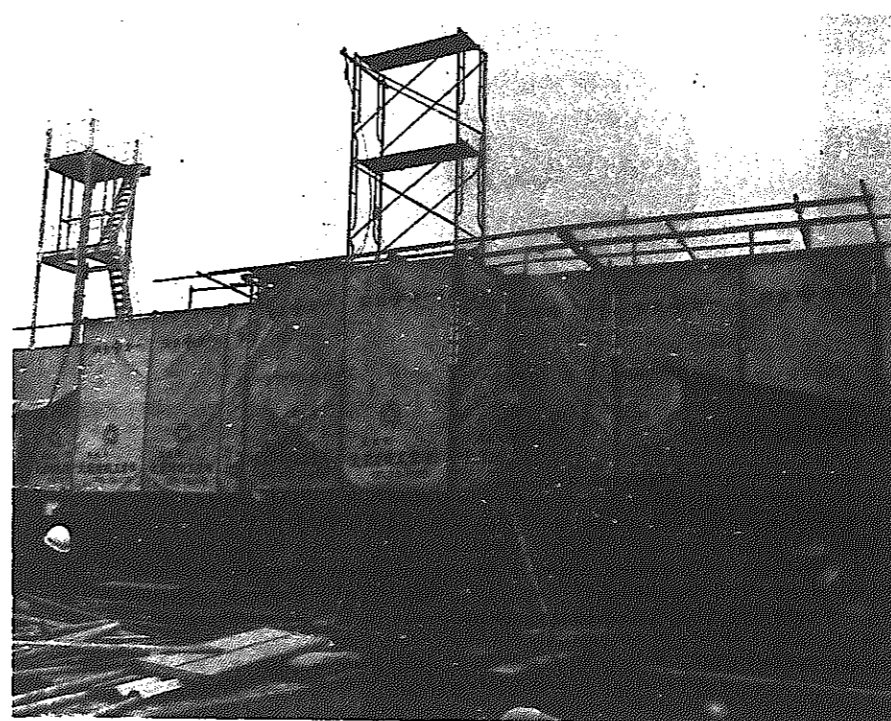


前年より1件多い9件に 損害額は3000万円

白根地区消防署管内(白根市、中之口村、月潟村、味方村、小須戸町)の昨年一年間の火災発生状況がまとまりました。件数は十五件(前年十八件)で、損害額は一億三千万円(同九千九百万円)となりました。

一方市内の発生状況は、件数は九件(前年八件)、損害額は三千万円(前年五千七百万円)で、地区別発生件数では白根が三件でトップ、小林、大郷が各二件、庄瀬、根岸は各一件と続き、無火災地区は新飯田、茨曾根、白井、鷲巻の四地区でした。



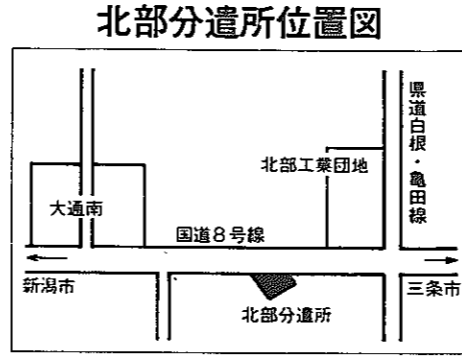
県道白根・亀田線から北側を中心に担当する北部分遣所。2月いっぱいまで完成です

九件(前年八件)、損害額は三千万円(前年五千七百万円)で、地区別発生件数では白根が三件でトップ、小林、大郷が各二件、庄瀬、根岸は各一件と続き、無火災地区は新飯田、茨曾根、白井、鷲巻の四地区でした。

消防署北部分遣所

4月1日からスタート

白根地区消防署北部分遣所が四月一日から開所することになり、分遣所の建設工事など諸準備も順調に進められています。



場所は国道沿線の上塩俵地内で、敷き地面積一千五百平方メートル。ろに、備品購入費も含め五千五百万円をかけて二百平方メートルの分遣所を建設しています。

正面は国道側(東向き)で、向かって左側の高い塔がホース洗いや乾燥塔で、その右となりが車庫、いちばん右端が事務室となっています。

開所後しばらくの間は消防車一台を配置することになっています。担当区域は、県道白根・亀田線から北側が主体となりますので、大郷、鷲巻、大通地区と、根岸の一部、味方村の一部となります。



費用は一千万円で、高圧ポンプも備えてあります。これは、初期消火で、まだ火が大きくならない段階での水損防止を目的に装備されたもので、普通のホースは径六十五ミリで毎分六百リットルを放水しますが、高圧ポンプを使うと径三十ミリで毎分百リットルと少ない放水です。ことになり、それだけ水による損害を防ぐことが可能になります。

また消火作業中、ポンプ車にいる機関員と本部や筒先の無線連絡が聞こえないこともあったので、今回購入の車には、今までの助手席に加え、本体にも機関員が取り付けてあるなど、いろいろ工夫されています。

今後は暖房器具使用の真つ盛りです。取り扱いには十分注意して、火災を出さないようにしたいものです。

白根地区消防署は、四月一日から開所予定の、北部分遣所に配備する消防自動車一台を、昨年十二月購入しました。

北部分遣所配備の 消防自動車を購入

費用は一千万円で、高圧ポンプも備えてあります。これは、初期消火で、まだ火が大きくならない段階での水損防止を目的に装備されたもので、普通のホースは径六十五ミリで毎分六百リットルを放水しますが、高圧ポンプを使うと径三十ミリで毎分百リットルと少ない放水です。ことになり、それだけ水による損害を防ぐことが可能になります。

2人目以降の 就学前児童に 支給されます

63年度に改正される内容(62年度との比較)

年度	該当者
62	第2子分は満4歳未満の児童が対象 第3子以降分は満9歳未満の児童(小学校3年生まで)が対象
63	第2子以降が小学校就学前までの児童を対象

※62年度は、第2子が「満4歳未満」の児童が対象でしたが、63年度からは「小学校就学前」に改正されます。このため、新たに第2子分の児童手当の対象となる人の申請を、今回受け付けています。

※現在、児童手当の支給を受けている人で、第3子以降が小学校に入学している場合は、3月31日を受給資格がなくなります。

【手当額】▷第2子分……………月額 2,500円
▷第3子以降分……………月額 5,000円

児童手当は、18歳未満の児童を2人以上養育し、そのうちの1人以上が小学校就学前である場合に、保護者に支給されます。この制度は、61年度から3年間で段階的に支給対象の基準が変わり、63年度からは「就学前児童」だけに限り支給されることになりました。現在、児童手当の支給を受けている人で、第3子以降が小学校に入学している場合は、3月31日を受給資格がなくなります。今までもどおり、所得額が一定額(左の所得制限表を参照)を超える人は、児童手当を受けることができません。

第2子分が対象となる人の 申請を受け付けています

今回の改正で、新たに第2子分の児童手当の対象となる人の申請を、2月1日から受け付けています(公務員を除く)。

- 申請できる人
 - ・市内に住所がある人で
 - ・18歳未満の児童を2人以上養育し
 - ・第2子が、昭和63年4月1日現在で満6歳未満(57年4月2日以降の生まれ)であること
- ※現在、第2子の手当を受けている人は除く
- 受付期間
 - ・2月1日～3月31日
- 申請書

福祉事務所と地域生活センタ に用意してあります

- 受付場所
 - ・市役所2階・福祉事務所児童福祉係
 - 必要なもの
 - ・印鑑
 - ・申請者名義の預金口座番号
 - ・63年1月2日以後に転入してきた人は、62年度の「児童手当所得証明」
 - 支給開始
 - ・63年4月分から
 - 支給方法
 - ・前月分までを、6月、10月、2月の3回に分けて、申請者の預金口座に振り込みます。
 - 問い合わせ
 - ・詳しくは福祉事務所児童福祉係(☎247)へどうぞ。

62年度所得制限表

表1 児童手当(国民年金加入者)

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	1,336,000円	2,144,000円
1	1,716,000	2,573,000
2	2,016,000	3,001,000
3	2,316,000	3,414,000
4	2,616,000	3,789,000
5	2,916,000	4,164,000

表2 特例給付(国民年金以外の年金加入者)

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	3,335,000円	4,688,000円
1	3,635,000	5,063,000
2	3,935,000	5,438,000
3	4,235,000	5,813,000
4	4,535,000	6,167,000
5	4,835,000	6,500,000

注 昭和62年6月から昭和63年5月まで適用
老人扶養親族がある場合はこの額に1人につき60,000円加算

ご利用ください

家庭児童相談室

☎372-3989

老人福祉センター(白寿荘)内に「家庭児童相談室」が設けられています。家庭で、お子さんの養育などで困っている人や悩んでいる人は、遠慮なく相談してください。電話での相談も受け付けています。

□とき 日曜・祝日を除く毎日 午前8時30分～午後5時(土曜日は正午まで)

□相談員 竹内 寿さん(元福祉事務所長)